

## ～神戸市北福祉事務所をご利用されているみなさまへ～

平成26年1月6日に

# 「ワークサポートきた」がオープンしました！



### ★ワークサポートきた とは？

神戸市北区役所が行う福祉等に関する相談業務とハローワーク神戸が行う職業相談・職業紹介を一体的に実施して、利用者の方の様々なニーズにきめ細かく応えることを目的とした施設です。

**利用できる方は神戸市北区に在住されている方で、生活保護及び住宅支援給付を受給中、申請中または相談中の方、児童扶養手当を受給中または申請中の方で福祉事務所に相談されている方に限ります。**

求人検索パソコンで求人を閲覧し  
求人情報を印刷出来ます。



お仕事をお探しの方に専門の  
就職支援ナビゲーターが職業相談  
や職業紹介を行います。

就職支援ナビゲーターが予約制で  
個別支援する生活保護受給者  
等就労自立促進事業  
への参加が出来ます。



面接や応募書類作成などの就職  
支援セミナーに参加できます。



求職者支援訓練受講の相談や  
申込受付、職業訓練受講給付金  
の事前審査の手続きを予約制で  
行います。  
(平成26年3月開講コース～)

若年者(45歳未満)の方を対象とし  
た就職・自立促進講習(講習受講  
後、職業訓練に移行)の受講相談  
や申込受付の手続きを行います。  
(平成26年2月開講コース～)

### ★ご利用時間

月曜日～金曜日→午前8時45分～午後5時

土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

\*職業訓練受講給付金の支給申請手続き  
にともなう指定来所日や雇用保険の手続き  
は住所の管轄のハローワーク(神戸または  
三田)に来所願います。

### ★ご利用方法 ～はじめてご利用の方～

① 担当ケースワーカーまたは就労支援員に相談し、「一体的実施事業利用連絡票」に必要事項を記入の上、提出してください。その際に、ハローワークを利用されたことが無い方やハローワークを最後に利用して2年以上経過している方は「求職申込書」の記入が必要です。

② 初めて利用する時は、担当ケースワーカーまたは就労支援員と一緒にワークサポートきたに来所して下さい。2回目以降については利用時間内のお好きな時間にご利用ください。

③ 「求職申込書」を記入された方には、職業相談窓口でお仕事の相談をして、ハローワークカードをお作りします。

手続きは裏面の★職業相談窓口の利用を希望される場合は？を参照願います



## ★求人検索パソコンの利用を希望されるときは？

- ① ハローワークカードを職員に提示のうえ「求人検索システム利用票」に所定の事項を記入願います。ハローワークカードを紛失された方や持参していない方は「求職番号照会票」に氏名・性別・生年月日を記入して下さい。
- ② 「求人検索システム受付簿」に「求人検索利用票」の整理番号を記入してお待ちください。
- ③ 順番が来ましたら整理番号をお呼びしますので、「求人検索システム利用票」を職員に渡して下さい。
- ④ 求人検索パソコンの機械番号が記載されたカードをお渡しますので、指定された番号の求人検索パソコンを使用してください。（利用方法がわからない方には職員がご説明します）
- ⑤ 求人検索パソコンのご利用は 30 分程度となっていますので、お待ちの方がおられましたら、次の方に席をゆずっていただくようご協力をお願いします。



## ★職業相談窓口の利用を希望されるときは？

- ① 求職登録を希望される場合や求人検索パソコンで検索された求人への相談や紹介を希望される場合は、受付箱の上の「受付シート」を取って、「番号札」を受付箱に入れてください。
- ② はじめての方やハローワークを最後に利用して 2 年以上経過している方は必要事項を記入した「求職申込書」をご用意してください。ハローワークカードを紛失された方や持参していない方は求職番号照会票に氏名・性別・生年月日を記入してください。
- ③ 順番が来ましたら、番号札の番号をお呼びしますので、職業相談窓口で受付シートをお渡し下さい。
- ④ 職業相談窓口でハローワークカードを提示してください。「求職申込書」を記入された方にはお仕事の相談をして、ハローワークカードをお作りします。
- ⑤ 求人検索パソコンを利用して、応募希望の求人がある方には、職業相談のうえ、職員が求人事業所に連絡をして、面接日時などの調整をします。また、その際に必要な「紹介状」をお作りします。

お問い合わせは、  
ワークサポートきた  
☎078-591-7666  
までお願いします

